

埋蔵文化財包蔵地における土地利用への影響に関する質問主意書

提出者
櫻井
周

埋蔵文化財包蔵地における土地利用への影響に関する質問主意書

埋蔵文化財の保護は、我が国の文化の向上に必要である。一方で、埋蔵文化財包蔵地において事業者が開発しようとするときには発掘調査を当該地方自治体から指示されることがあり、その場合は事業者にとって発掘調査にかかる費用負担や事業の遅延など負担が大きくなる場合がある。したがって、埋蔵文化財の保護と土地利用とのバランスを取ることが重要である。そこで、以下について質問する。

一 「周知の埋蔵文化財包蔵地」における発掘調査の費用を一部の地方自治体は全額負担することとしているが、一切負担しない地方自治体もある。埋蔵文化財が国民全体の文化財であること、文化財は一度損なわれると取り返しがつかず適切な保護が重要であることに鑑みれば、発掘調査費用は公費負担とすべきと考えるが、政府の見解如何。

二 「周知の埋蔵文化財包蔵地」において土地利用の進展により、埋蔵文化財の量と質など、埋蔵文化財の埋蔵状況がより詳細に明らかになったときは、「周知の埋蔵文化財包蔵地」は見直すべきと考えるが政府の見解如何。

三 「周知の埋蔵文化財包蔵地」において過去に発掘調査が行われていれば、重ねて発掘調査を行う必要性

は低いところ、そうした場合には地方自治体は事業者に対して発掘調査の指示をしなくてよいと考えるが、政府の見解如何。
右質問する。